

公募が始まりました！

展示会
出展

チラシ
作成

パッケージ
変更

IT活用
HP作成

平成 29 年度補正予算

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対して、**50万円**を上限に補助されます。(補助率：2/3)
申請書類の提出締切は平成30年**5月18日(金)**です。

今回の持続化補助金では、審査の際に下記の取り組みが加点されます。

事業承継加点【一部新規】

(A,Bの2類型。併用も可能)

A. 代表者が満60歳以上で、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業所。(前回公募分と同様)

B. 申請時に「事業承継計画書」を添付提出した事業所。【新規】

経営力向上計画加点【新規】

平成30年2月28日までに、既に中小企業等経営強化法による「経営力向上計画」の認定を受けている事業所。

生産性向上加点【新規】

経営計画書に、「今後数年間の設備投資計画」を記載し、市町村※に「先端設備導入計画」の認定申請を行う事業所。

※生産性向上特別措置法に基づき、計画認定を受けた事業所の設備投資に対して固定資産税をゼロとする制度を実施する市町村に限ります(三条市は対象となる予定)

その他、過疎地域に所在する事業者も加点対象です(三条市は対象外)。

また、過去の持続化補助金の採択者は、回数に応じて減点措置が執られます。

なお、上記いずれの加点項目に該当しなくても申請は可能です。

申請には商工会議所が発行する「事業支援計画書」が必要です。
締切間際は大変混み合います。当所へのご相談は5月11日(金)迄に
お願いいたします。

[小規模事業者持続化補助金の詳細は下記のURLをご覧ください]

<http://h29.jizokukahojokin.info/>

～まずは三条商工会議所(TEL 32-1311)へご相談ください～

<お問い合わせ> 三条商工会議所 経営支援課 担当/鳥部・川上

TEL 32-1311 FAX32-1310